

5. 「中古車」「対策地域内での転居又は売買」「対策地域外から対策地域内への転居又は売買」などの場合はどうなるのでしょうか？

中古車についてもこの車種規制は適用されます。この場合、猶予期間はその車の初度登録日から起算されることとなります。対策地域内で転居又は売買した場合も同様です。

対策地域外で登録された排出基準非適合車であっても、猶予期間内であれば対策地域内に移転登録することが可能です。ただし、平成14年10月1日以降に対策地域外で新車として登録された排出基準非適合車については、対策地域内に移転登録することはできません。

